

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年4月20日

支出負担行為担当官

帯広開発建設部長 齋藤 大作

### 1 業務概要

#### (1) 業務名及び業務概要

北海道大雨災害から10年式典企画資料作成

(平成28年の北海道大雨災害から10年を迎えることから、河川事業の効果や必要性について理解を促進することを目的とした業務)

#### (2) 業務内容

- 1) 計画準備
- 2) 式典の企画(案)の作成及び会議運営
- 3) 動画作成
- 4) パネルディスカッションの進行(案)の作成
- 5) 広報資料作成
- 6) 報告書作成

#### (3) 本業務において企画提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

- ・十勝川における河川事業を広く広報する式典の企画(案)を作成する上での留意点

#### (4) 履行期間

令和8年5月26日(火)から令和8年11月30日(月)まで

### 2 企画競争参加資格要件

#### (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一)「役務の提供等」において、競争参加資格を有する者であること。ただし、令和08・09・10年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一)のうち、「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和8年5月25日までに決定を受けていなければならない。

#### (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (4) 業務実施体制に関する要件

- ・本業務における主たる部分とは下記のとおりとする。なお、主たる部分を再委託しないこと。

- 1) 計画準備
- 2) 式典の企画(案)の作成及び会議運営
- 3) パネルディスカッションの進行(案)の作成
- 4) 報告書作成

(5) 業務実績に関する要件

・同種業務等の実績

平成28年度以降令和8年4月20日までに完了した同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。ただし協力者（下請等）の実績は含まない。

同種業務：河川事業広報企画の検討を実施した業務（役務含む）

類似業務：事業広報企画の検討を実施した業務（役務含む）

(6) 配置予定技術者等に関する要件

・管理技術者及び担当技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

・管理技術者は、(5)の同種又は類似業務の実績を有すること。

・管理技術者は、下記a)に示す資格を有する者である場合は優位に評価する。

a) 河川事業広報企画の検討を実施した実績を有する者

・担当技術者は、(5)の同種又は類似業務の実績を有すること。

・管理技術者及び担当技術者は各々1名以上配置すること。

(7) 企画提案書を特定するための要件

ア 業務実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)

イ 企業等の平成28年度以降公示日までの同種又は類似業務の実績

ウ 配置予定技術者の資格及び平成27年度以降公示日までの同種又は類似業務の実績

エ 業務の実施方針（実施フロー、工程表、その他含む）、企画提案

3 手続等

(1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西5条南8丁目

北海道開発局帯広開発建設部契約課上席専門官

電話 0155-24-3198（内線 574）

電子メール：hkd-ob-shiry@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、最終日は16時までとする。）

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和8年5月8日（金）12時 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

(4) 説明会の日時及び場所等

実施しない。

- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所  
実施しない。

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。